

令和2年6月16日

〒150-0042

東京都渋谷区宇田川町12-3ニュー渋谷コーポラス1103号

タウンモールかがやき株式会社 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 杉浦市郎
(連絡先) 〒464-0075名古屋市千種区内山三丁目28-2
KS千種ビル6階F
事務局長 野澤厚美
TEL: 052-734-8107
FAX: 052-734-8108

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私どもは、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とする特定非営利活動法人（NPO法人）です。

当団体は、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けております。

さて、今般、貴社の販売する商品であるレバウルフについて、消費者保護の観点から検討をさせていただいた結果、会員規約、ホームページ等につき、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し、不当ないし不適切と思われる文言がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、令和2年7月16日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴社からの回答の有無及び回答内容、本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

会員規約第5条（退会）

2. 所定の退会手続き後、退会となります。定期コースをご注文の方は購入休止をもって、退会とさせていただきます。なお、商品代金等の精算が済んでいない場合は、退会後に精算手続きを行わせて頂きます。

1 申入れの趣旨

所定の退会手続きを、消費者が確認できるようにしてください。

2 申入れの理由

消費者契約法3条1項によると、事業者は、「消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が、その解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮すること。」、「消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものの性質に応じ、個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供すること。」という措置をとることを求められています。

しかしながら、貴社の規約は、所定の退会手続きにつき、消費者が確認できるようにされておらず、消費者にとって不利益かつ不明確です。

以上から、所定の退会手続きを消費者が確認できるようになっていない貴社の会員規約は、規約の内容を明確にするよう求める消費者契約法3条1項に違反していますので、規約を見直してください。

会員規約第10条（代金の支払い・返金）

2. 出荷作業の関係上、ご注文のキャンセル・返金には一切応じられません。

1 申入れの趣旨

当該規約を削除するか、消費者契約法8条の2及び10条に適合するようにするよう規約を修正してください。

2 申入れの理由

貴社の規約によると、消費者が貴社の商品を購入した場合、契約の解除等ができないこととなります。

しかしながら、貴社の規約を前提にすると、消費者は、民法上の詐欺取消、制限行為能力者取消及び錯誤取消などの主張や、消費者契約法上の不実告知取消の主張など、法律上消費者に認められた、契約の取消、解除ないし解約について、一切の主張ができないこととなります。

同規約は、消費者の解除権を放棄させる条項として消費者契約法8条の2に違反し、また、消費者の権利を著しく制限するものといえ、消費者契約法10条に違反し無効です。

会員規約第15条（定期コースのご注文について）

休止・解約をご希望の際は、必ず4回目の商品をお受け取りいただいたのち、次回のお届け予定日の10日前までにお電話にてご連絡ください。

1 申入れの趣旨

上記規約を削除してください。

2 申入れの理由

貴社のホームページには、「5040円（税別） 送料：600円」、「定期コース（回数に縛りはありません）」、「いつでも解約・休止できます。」、「お試し定期コース」との表示があります。

しかしながら、上記規約によると、4回目の商品を購入するまで、解約・休止ができないとされており、貴社のホームページの記載と規約の内容に齟齬があります。

定期コースの注文は、上記規約によると実際には4回以上の定期購入が前提とされているにもかかわらず、いつでも解約可能で購入回数に縛りがないかのようなホームページの表示は、規約の内容と矛盾しており、商品を5040円（税別）で購入できるかのように示す点で、「商品…の取引条件について、…実際のもの…よりも取引の相手方に著しく有利」（景品表示法30条1項2号）に表示しているといえます。

貴社において、定期コースを廃止しているのであれば、ホームページの表示と上記規約の齟齬を解消するため、上記規約を削除してください。

会員規約第18条（準拠法・管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本国法とし、本規約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

1 申入れの趣旨

管轄に関する規定を削除してください。

2 申入れの理由

貴社の規約を前提とすると、地方在住の消費者が貴社と訴訟を行う場合、東京地方裁判所まで行く必要が生じます。

しかしながら、貴社はホームページなどで全国の消費者を相手に商品を販売しており、全国で紛争が発生する可能性があることは貴社の業務から当然に起こりえます。

一方、消費者は、貴社との訴訟を必ず東京地方裁判所に提起しなければならないとなると、貴社が得る利益に比して消費者の被る不利益は多大なものになります。

以上から、管轄に関する規定は、消費者契約法10条に違反する、消費者の利益を一方的に害する規定であるといえます。

したがって、東京地方裁判所を専属的合意管とする旨の規定を削除し、義務履行地である消費者の住所地でも裁判を行える規定に変更してください。

貴社のサイトについて

1 申入れの趣旨

下記のサイトにおける「通常価格5,600円(税別)」「94%OFF」,「初回300円(税別)送料無料」等の表示をやめるか、下記のサイトを削除して下さい。

記

https://liverwolf.com/shopping/lp.php?p=liver-wolf_ver1_300

2 申入れの理由

上記サイトは貴社のホームページと思われませんが、「レバウルフ」という商品を、「通常価格5,600円(税別)」「94%OFF」「初回300円(税別)送料無料」等と表示し、300円で購入可能であるかのように示す表示がされています。

しかしながら、上記商品は、実際には、4ヶ月分の支払総額1万4580円(税別)3回以上(初回除く)の利用が定められており、最低1万4580円(税別)の商品を購入する必要があります。したがって、初回のみ300円(送料無料)での購入が可能であるかのような取引条件の表示は、実質的に見れば、実際のもの(4か月分の商品を1万4580円(税別)で購入)とは異なる表示となっています。

これは、①本件商品の単価が、あたかも、300円であるかのように示す点で、「商品…の価格…について、実際のもの…よりも取引の相手方に著しく有利」(景品表示法30条1項2号)という要件に該当し、②本件商品を1回300円で購入することができるかのように示す点で「商品…の取引条件について、…実際のもの…よりも取引の相手方に著しく有利」(同条項)に該当しますので、上記サイトは景品表示法上問題があります。

そのため、上記サイトにおける「通常価格5,600円(税別)」「94%OFF」,「初回300円(税別)送料無料」等の表示をやめていただくか、上記サイトは検索エンジンにかからないサイトであるように思われるため、上記サイト全体を削除して下さい。

以上